

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

平成 30 年 9 月 3 日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 海野 稔博

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋市子ども・子育て支援センター運營業務委託
- (2) 業務内容 別紙「子ども・子育て支援センター運營業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 36 年 3 月 31 日
履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

2 参加資格等

- (1) 運營業業者に応募する団体は、次のアからウの要件をすべて満たしていることが必要です。

ただし、複数の団体による共同事業体(以下「コンソーシアム」という。)の構成団体(代表団体を除く。)についてはこの限りではありません。

ア 法人格を有すること。

イ 定款等、法人の基本規則に事業目的として子育て支援を目的とする活動が記載されていること。

ウ 本件の公告の日現在、名古屋市内において継続的に 2 年以上の子育て支援に関する活動実績があること。

※要件イ及びウにいう「子育て支援活動」とは、児童福祉法第 6 条の 2 若しくは同法第 6 条の 3 に定められた事業の実施又は同法第 7 条第 1 項に定められた児童福祉施設及び、学校教育法第 22 条に定められた幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園の運営を指します。

- (2) 上記(1)に加えて次の資格要件が必要です。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財

- 用第 5 号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けている者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 会社更生法 (平成14年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。) でないこと。
- エ 民事再生法 (平成11年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。) でないこと。
- オ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第 181 号) 、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第 185 号) 又は商店街振興組合法 (昭和37年法律第 141 号) によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加しようとしなない者であること。
- カ 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77号) 第 2 条に定める暴力団、指定暴力団等、暴力団員を含む団体で不法な行為を行い又は行うおそれのある者でないこと。
- ク 本件の公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書 (平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結) 及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱 (19財契第 103 号) に基づく排除措置 (以下「排除措置」という。) の期間がない者であること。
- ケ 法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- コ 労働基準法 (昭和22年法律第49号) を始めとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分 (是正勧告等の行政処分を除く。) を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- サ 法人・団体の代表者又は役員等に、次の各号に該当するものがないこと。
- (ア) 破産者で復権を得ない者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができなくなった日から 2 年を経過しない者

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市子育て支援部子育て支援課子育て支援係
(名古屋市役所本庁舎 2 階)

電話 052-972-3083 FAX 052-972-4419

メールアドレス a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードできます。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 応募書類等の提出

ア 提出期間

平成 30 年 10 月 19 日 (金) から 10 月 26 日 (金) まで
(土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。)

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

9 部(正本 1 部、副本 8 部)

エ 提出方法

応募書類の確認をするため、必ず前日までに持参日時を電話連絡
(052-972-3083) の上、子育て支援課にご持参ください。

(4) 公募説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会を次のとおり開催しますので、参加にあたっては、募集要項等を各自持参してください。

ア 開催日時

平成 30 年 9 月 14 日(金)午後 3 時から午後 5 時

イ 開催場所

名古屋市中区栄三丁目18番 1 号
ナディアパークビジネスセンタービル(ロフト名古屋) 6 階
名古屋市子ども・子育て支援センター マルチルーム

ウ 参加方法

「名古屋市子ども・子育て支援センター運營業務委託募集要項」に記載の「名古屋市子ども・子育て支援センター運営事業者募集にかかる公募説明会参加申込書(様式 7)」に必要事項を記入のうえ、9 月 12 日(水)午後 5 時までに、ファックス(052-972-4419)又は電子メール(a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)で申し込んでください。

エ その他

- (ア) 参加者は 1事業者 2名までとします。
- (イ) あらためて通知はいたしませんので、当日現地に集合願います。
- (ウ) 最後に質疑応答の時間を設けます。

4 運営事業者の選定

選定は、提案型公募（プロポーザル方式）とし、評価は、本市が選任する評価委員が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約に向けた手続きを行います。

なお、下記のとおりヒアリングを行います。

(1) 目的

提出された応募書類の内容について適正に審査するため、提案内容の確認や補足説明を行っていただくことを目的としています。

(2) 日時・場所

平成 30 年 11 月中旬

名古屋市役所西庁舎 12 階 第 17 会議室

※ 応募者には別途開催通知を送付します。

5 その他

(1) 企画提案書等の作成等、応募に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。

(2) 次に該当する提案は、無効とします。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 応募書類に虚偽の記載をした提案

ウ 応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が名古屋市子ども・子育て支援センター運営業務委託募集要項に示した上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された応募書類の差替え又は再提出は認めません（本市から指示があった場合を除きます。 ）。

(4) その他詳細は、名古屋市子ども・子育て支援センター運営業務委託募集要項及び名古屋市子ども・子育て支援センター運営業務委託仕様書によるものとします。